

議案第19号

墨田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例
墨田区特別工業地区建築条例（平成15年墨田区条例第41号）の一部を次のよう
に改正する。

第5条ただし書中「付近住居」を「付近の住居」に改める。

第6条第1項第1号中「基づく」を「よる」に、「第136条の2の4第1項第2
号」を「第136条の2の5第1項第2号」に改め、同条第2項中「増加できる」を
「増加することができる」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「を
施工」を「を施行」に改める。

別表第1 1の項中「酢酸^まエステル類」を「酢酸エステル類」に改め、同表5の項
中「苛性^かカリ」を「苛性カリ」に、「苛性^かソーダ」を「苛性ソーダ」に、「酢酸^ま」を
「酢酸」に改め、同表13の項中「はいせつ物」を「排せつ物」に改める。

別表第2 2の項中「れん炭」を「練炭」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法施行令の一部改正により引用条文に移動があったことに伴い、所要の規
定整備をする必要がある。